

## 産業構造審議会知的財産分科会「とりまとめ」(案)に対する意見書

2014年(平成26年)1月24日

日本弁護士連合会

産業構造審議会知的財産分科会がこの度取りまとめた「とりまとめ」(案)に対して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

### 意見の趣旨

- 1 当連合会においても、「とりまとめ」(案)が指摘する知的財産権を取り巻く現状についての認識(第1章)を共有する。
- 2 弁護士が、付託された責任と社会的使命に基づき、地域、中小企業及び国際展開する企業などが知的財産に関し有するあらゆるリーガルニーズに適切かつ迅速に対応することにより、知的財産法が保障する権利・利益が保護され、同法分野における社会的正義が確立され、知的財産がより一層活用されることとなるよう、当連合会は、関係省庁の積極的な支援を求めることを含め、これからも誠実に努力を尽くす所存である。

### 意見の理由

- 1 「第1章 知的財産権を取り巻く現状について」について
  - (1) 「とりまとめ」(案)の第1章においては、我が国企業に対して、より一層のグローバル化への対応と製品寿命の短期化に伴う不断のイノベーションが求められている厳しい現状が確認されるとともに、世界においては従来の日米欧の三極から、中国、韓国、インド、ブラジル等の新興諸国の台頭もあり、知的財産制度の多極化が進むと予想しつつ、国際的に展開する我が国企業が国際市場において競争するには、多くの国で特許権等を取得しなければならず、その企業負担についてどのように応援できるのか、さらには今後、各国・地域の知的財産制度の国際調和の推進が図られていく中で、グローバルに活動する企業が、どの国・地域の知的財産制度を選択し、どこを基点に企業活動を展開するのかという意味において、我が国の知的財産制度そのものが各国との制度間競争を勝ち抜き、生き抜いていかねばならないことを予想している。かかる認識は当連合会としても、共有できるものである。

なお、ここでいう「知的財産制度」は、各国特許庁(行政庁)間のみにおける競争ではなく、「とりまとめ」(案)2ページにおいて、「欧州特許裁判所制度の

創設」に言及されていることからして、特許庁による知的財産行政と知的財産に関する司法制度（審決取消訴訟制度等の行政訴訟と知的財産権侵害訴訟等の民事訴訟）を含むものと理解されるべきである。

- (2) 「地域や中小企業等の知的財産への取組み」(2ページ)における、「知的財産の創造・保護・活用の更なる支援が必要」との記載は重要であるので、以下、付言する。

発明等の知的財産は、「活用」(ビジネス化, 収益化)を通じて、保有企業に利益をもたらす、社会に技術開発の恩恵をもたらす。中小企業等が限られた資金と人材で苦心して創出した知的財産を、いかに活用して企業収益に結びつけるか、という、知的財産の創造・保護のみならず、「活用」に関する総合的・戦略的な支援の重要性が再確認されるべきであり、そのためには、「より総合的な知的財産法務アドバイスを、身近で受けられるような仕組み」を構築することが必須である。

弁護士は、法律専門家として、この面においても重要な役割を担う。日本では、特許等の産業財産権の出願業務を本来業務とする弁理士との比較において、弁護士をいまだに知的財産権紛争解決にのみ対処する専門家であるにとらえる向きもあるが、それは正しい理解とはいえない。弁護士は法律専門家として、知的財産法制のみならず、それに関連する諸法(民法, 商法はもとより、独占禁止法等の経済法や刑事法分野も含め)を視野において、企業における全体的または個別的な知的財産戦略・戦術を立案できる。

知的財産制度ユーザー(企業や個人)は、その事業活動上いかなる法的な課題や問題が伏在しているかということに気付かない場合も少なくないが、知的財産に関連する顕在的あるいは潜在的なリーガルニーズは、まさに多種多様である。知財の保有主体・事業主体(会社形態の選択)、実施(製造、販売等)主体、販売手法、他企業との連携(共同開発、業務提携、ライセンス契約の締結、事業譲渡・M & Aなど)、職務発明における従業者処遇、営業秘密管理体制の構築、他者の知的財産権に対する侵害リスク評価など、知的財産に関する事業上のあらゆる場面で生起する法律問題等に適切に対処する必要がある。

また、知的財産は、一つの創作成果等に対して複層的に発生しうる(例えば、プログラム著作権とソフトウェア特許、植物特許と種苗法による品種登録、応用美術と意匠権、不正競争防止法の保護対象たる商品等表示や商品形態と商標法や意匠法など)。知的財産法制についても産業財産を保護する産業財産法から文化的所産を保護するための著作権法に至るまで、幅広い視野を有することが必要である。知的財産法が特別法であることから、一般法たる民法や刑法に

関する理論的・実務的理解も不可欠である。ライセンス契約では契約法理や契約上の義務に不履行があった場合の実務的対応策（最終的には倒産・執行法実務）を念頭においた契約条項の整備や、知的財産担保融資では金融法務の実務的知見も必要となる。さらにいえば、知的財産法や民法、商法といった実体法と民事訴訟法や刑事訴訟法などの手続法とは、相互に関連しあっているので、実務的には複眼的な法律評価が必要である。

以上のような知的財産にまつわる多種多様なリーガルニーズに対しては、知的財産法制という枠にとどまらない、より高次の視点からの総合的なリーガルサポートが必要であり、その役割と社会からの期待に応えることができる法律専門家は弁護士である。当連合会は、弁護士に付託されたこの責任と社会に対する使命に基づき、これからも誠実にその職務を行い努力する。また、弁護士がサポートできる事柄が知的財産制度ユーザーに周知されるように、より一層、積極的に努めていく。

我が国の知財政策において、以上のような全般的・総合的なリーガルサービスの重要性を再確認し、ユーザーが総合的な知的財産法務アドバイスを身近で受けられるような仕組みが構築されるよう、当連合会は今後も真摯な取組を継続していく所存である。

## 2 「第2章 今後の取組みのあり方」について

「とりまとめ」(案)の第2章においては、今後の取組みのあり方として、大きな方向性が示されている。前記のとおり、当連合会としても、中小企業や地域への支援強化に関して(4ページ(2)),当連合会を構成する全国都道府県の弁護士会(単位会)あるいは弁護士知財ネット等による取組みを支援することにより、知的財産分野の市民・企業ニーズに、より一層迅速・的確に対応していけるよう、活動を推進していくこととする。とりわけ、我が国の国家戦略における知的財産の活用の重要性に鑑み、当連合会は、全国津々浦々に所在する中小企業等においても、知的財産分野も含む弁護士のリーガルサービスに容易にアクセスできるように弁護士情報の周知活動をより積極的に展開し、また地域における実情や個別の需要も踏まえた適切な対応を行うべく、地域の大都市のみならず、中小都市においてもきめ細かく相談対応等ができるように対処していく方針であり、これらの地域展開も含めた活動につき、関係省庁の組織的あるいは財政的支援も積極的に求めていく所存である。

## 3 「第3章 具体的な課題と取組み」について

- (1) 「とりまとめ」(案)の第3章においては、具体的な課題と取組みが示されているところ、それらの課題認識と取組みの方向性については、当連合会も支持するところである。以下、個別に概観する。
- (2) 我が国には、大企業はもとより、中小企業や個人企業であっても、世界トップレベルの技術を誇る企業がある。しかし、それらの技術についてグローバルな展開にも対応できるように諸外国で知的財産権を取得したり、あるいはこれを行使し、活用するとなれば、多大な費用負担を強いられることとなり、やむなく権利取得地域を国内のみにするとか、海外市場での模倣品(知的財産権侵害品)販売を見過ごしにせざるを得ないといった事態も生じている。海外での知的財産権侵害事案に的確に対処するためには、各国の司法制度が、当該国の弁護士を代理人とせざるを得ないこと、あるいはそれがクライアントの利益に資することがほとんどであることから、いきおい国内弁護士と海外の弁護士が協働して事案に対処することとなり、国内事案以上に知的財産リーガルコストを要することは確かである。しかしながら、我が国企業の知的財産の保全や世界市場における知的財産権の活用によって生み出される利益は、我が国にもたらされるべきものであるから、行政としても、我が国国民の資産保護という観点から、積極的に支援を行うべきである。具体的には、例えば、海外における知的財産保全や知的財産権侵害事案の弁護士への相談体制の整備や相談あるいは対応コストの費用負担の援助等、種々の面でユーザーニーズを確認して、適切な方策が採られるべきである。当連合会としても、国際展開を行い、あるいはこれを企図する企業に対して、当該国の知的財産権事案に対処可能な弁護士との連携を強化せしめるべく、弁護士知財ネット等の組織を活用して支援していく所存である。
- (3) 「専門家が相談に応じてくれる窓口機能の強化」(7ページ)に関しては、個別具体的な発明等の出願業務にとどまらず、いわゆる知的財産法(知的財産基本法2条2項所定の知的財産権を直接根拠付ける法律)が重疊的に絡む案件や、さらに知的財産法の枠を超えた広がりを持ち、より大局的な法的判断が求められる新規ビジネスの戦略立案など総合的な法務能力を要する案件など種々の相談内容がある中で、「どのような専門家にその相談対応を依頼するのがもっとも相談者(ユーザー)にとって適切であるのか」という点で、窓口担当者の相談案件の仕分け能力が、窓口機能の強化の重要なポイントであることを指摘しておきたい。
- (4) また、「利用しやすい知的財産を目指した法制度の見直し」(8ページ)に関する「付与後レビュー制度」導入に関しては、当連合会が2013年(平成25年)1月16日付けで公表した「産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書『強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて』(案)

に対する意見書」のとおり，本制度は，平成15年法律第47号「特許法等の一部を改正する法律」により廃止された特許付与後の異議申立制度と実質的に同一の制度を復活させるものであって，同改正法の趣旨に反すると思料されるため，同制度を導入するに際しては，同時に廃止された異議申立制度について指摘されていた弊害を解消する対策が講じられるべきであることを改めて指摘しておく。

(5) さらに，「知的財産を扱う人材の育成」(9ページ)については，全国各地で実施することが予定される各種研修会や講座等において，要請があれば各地の弁護士会(単位会)や弁護士知財ネットを通じて適切な講師の派遣に応じる所存である。

在野法曹(弁護士)には，知的財産に関する活用や紛争解決が期待されていることは，指摘されているとおりである。前述のとおり，知的財産の「活用」がより適正かつ活発になされることは，我が国の経済活動の活性化に資するものであり，当連合会は，その面においても積極的に人材育成を継続し，国民各層からの期待に応えていきたい。

今般，司法試験改革論議において提案されていた論文式試験から知的財産法を含む選択科目を廃止するという案は，平成26年通常国会への法案提出が見送られる方向となった模様であるが，知的財産司法制度についてみれば，知的財産高等裁判所の設立や特許権等に関する訴え(民事訴訟法6条)を東京地方裁判所と大阪地方裁判所の専属管轄とするなどの組織や手続整備で事足りるというものではなく，そこで現実に裁判を担当する裁判官の人的インフラの整備が重要なのであり，そうでなければ，世界各国の制度ユーザーから信頼され，また紛争解決力を有する知的財産司法制度にはなり得ない。“仏作って魂入れず”といった事態にならないように，知的財産法実務に精通した裁判官を知的財産高等裁判所や東京地方裁判所等の知的財産専門部等の裁判所に適切に配置することが必要であり，さらに，今日においては，知的財産高等裁判所や東京地方裁判所等での勤務経験のある裁判官も多く輩出されていることに鑑みれば，知財司法アクセスの拡充の見地から，各地の高等裁判所所在地に存する地方裁判所も管轄権を有するように上記専属管轄の緩和も検討されるべきである。

とりまとめ案が念頭におく，制度間競争にさらされている知的財産法制度には，単に産業財産権の審査登録制度にとどまらず，知的財産司法制度をも含む，より広い概念として捉えることが妥当であり(世界最速・最高品質の制度にする目標は，特許審査制度のみならず，知的財産司法にも妥当することであり，知的財産紛争の予防や解決システムも含めたものとして，東南アジア諸国を含め，世界の国々の範たるべき途を探るべきである。)，その観点からは，政府が裁判所に対し

て、より積極的に知的財産分野における国際的プレゼンスを高め、かつ国内外の知的財産司法ユーザーにとって利用しやすい制度にしていくことを働きかけ、また、かかる裁判所の活動を支援するために十分な予算的措置等を講ずるべきである。

- (6) 「営業秘密の保護強化や相談体制の充実」(10ページ)については、上述のとおり、当連合会においても、弁護士知財ネット等の取り組みを支援するなどして、営業秘密の保護が適切になされるように適切に対応する。

#### 4 おわりに

当連合会は、知的財産法の競争上の重要性に鑑み、知的財産人材の育成支援や知的財産司法のより一層の拡充も含め、国民(企業、個人)が不当に国際競争上、不利益な立場に立たされることのないよう、また、国内競争においても、適切に知的財産権の法的保護が図られるよう取り組んでいく所存である。

以上